別紙10　畜産経営体生産性向上対策

第１　事業の実施方針

我が国の酪農・肉用牛経営の生産基盤の強化に資するため、酪農・肉用牛経営における ICT 等の新技術を活用した省力化機器の導入支援及びそれら機器等より得られるデータを飼養管理の高度化に活用するための体制整備の構築の支援を実施するとともに、酪農・肉用牛経営に省力化機器を円滑に導入するため、我が国の ICT 等の新技術に適合できない牛の血統等についての調査を実施し、もって酪農・肉用牛産業におけるスマート農業の推進及び過重となっている労働時間の削減を加速化し、計画的に省力化・生産性向上を進める。

第２　事業の内容

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業内容、事業実施主体、補助率等については、本要領別表１に定めるもののほか、以下の１及び２に定めるとおりとする。

なお、本事業については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

１　畜産経営体生産性向上対策推進事業

（１）ICT化等機械装置等導入事業

Ｉに定めるとおりとする。

（２）ICT化等機械装置適合家畜生産推進事業

Ⅱに定めるとおりとする。

２　畜産データ活用体制整備事業

Ⅲに定めるとおりとする。

第３　不正行為に対する措置

農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正を行い、又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因を究明するとともに、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

Ⅰ　ICT化等機械装置等導入事業

第１　事業の内容
　１　事業の取組内容
　　本事業の内容は次のとおりとし、事業実施主体の補助対象経費は本要領別表１に定めるとおりとし、取組主体の補助対象機械装置及び補助対象経費は別添１及び別添３に掲げるものとする。また、補助率は別添２に定めるとおりとする。
　（１）畜産 ICT 応援会議推進事業
　　畜産 ICT 応援会議（以下「応援会議」という。）が、畜産を営む者の実情に応じ、労働負担軽減・ICT 化に必要となる計画の策定や機械装置の選定を行う取組に対し、必要な経費を補助する。
　（２）機械装置導入事業
　　労働負担軽減経営体が畜産 ICT 化応援計画（以下「応援計画」という。）に基づき ICT に対応した機械装置等を導入する場合に、その負担の軽減を図るため、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を応援会議が助成する取組について、必要な経費を応援会議に対して補助する。
　（３）全国推進指導事業
　　ICT 化等機械装置導入事業の円滑な推進を図るため、事業実施主体が行う事業推進会議の開催や事業の推進、指導、調査等に必要な経費を補助する。
　２　定義
　　本事業における用語の定義は、次のとおりとする。
　（１）畜産ICT応援会議
　　地域における将来にわたる安定的な畜産の発展に向け、地域の自主的な取組を促進するため、畜産を営む者、後継牛・育成牛の預託を担う者、事業協同組合、畜産経営支援組織（コントラクター、TMRセンター等）、乳業関連事業者、食肉関連事業者、畜産関係団体その他の地域の畜産関係者が参画する会議であって、６に定める要件を満たすものをいう。
　（２）畜産ICT化応援計画
　　応援会議が、畜産を営む者における労働負担軽減・ICT化に資することを目的に策定する計画であって、機械装置の導入により生まれたゆとりの一部を災害時の協力等に充てることその他７に定める内容が記載されるものをいう。
　（３）労働負担軽減経営体
　　応援計画において、労働負担軽減・ICT化に資する機械装置を使用する者として位置付けられた畜産を営む者をいう。
　３　事業実施主体
　　本要領別表１の 11（１）の事業実施主体は、農産局長等が別に定める公募要領により応募者の中から選定された民間団体であって、以下の要件を満たすものとする。
　（１）事業及び会計手続を適正に行うことのできる体制を有していること。
　（２）代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であること。
　４　成果目標
　　本事業の事業実施主体は以下に定めるところにより目標年度及び成果目標を設定

するものとする。
（１）別添５の事業実施計画において、目標年度及び成果目標を設定するものとする。
（２）目標年度は事業実施年度の翌年度とし、成果目標は、畜産農家の労働時間削減に資する目標値を設定するものとする。

５　審査基準

本要領別表４の２の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

（１）畜産に関する知見

ア　我が国の畜産の生産現場の実態を理解しているか。

イ　畜産現場で使用されるICT機器に関する知見を有しているか。

ウ　畜産経営におけるICT機器等の導入による効果を十分に判断できる知見を有しているか。

エ　リース契約等、機械導入に係る契約方法に関する知見を有しているか。

オ　我が国の畜産に係る施策についての知見を有しているか。

（２）事業実施に必要なその他の知見・能力

ア　過去に国又は独立行政法人農畜産業振興機構の畜産に係る事業を行った経験を有しているか。

イ　多額の補助金を扱うため、直近の決算時において借入金がない等、財務状況が健全な団体であるか。

ウ　事業実施主体として、全国の取組主体からの多くの申請（補助対象、事業実施計画の内容等）を的確かつ迅速に審査する能力を有しているか。

エ　全国の畜産農家に対して広く事業の執行が可能な体制を有しているか。

オ　導入機械の契約や農家の経営状況等の情報を取り扱うため、個人情報保護に関する知見を特に有しているか。

６　取組主体

本事業の取組主体は、２（１）の応援会議であって、以下に定める要件を満たすものとする。

（１）運営を行うための事務局が設置され、組織及び運営についての規約が定めていること。

（２）次のいずれかの団体であって、畜産を営む者が所属するものであること。

ア　公益社団法人

イ　公益財団法人

ウ　一般社団法人

エ　一般財団法人

オ　事業協同組合

エ　事業協同組合連合会

カ　その他農業者の組織する団体

７　応援計画の要件

応援計画に記載する内容は次に掲げる事項とする。

（１）応援会議の名称及びその構成員の概要

（２）応援計画の達成に向けた構成員ごとの役割分担

（３）労働負担軽減経営体の労働条件の改善のための取組の概要

（４）労働負担軽減経営体が導入する機械装置の種類、内容及び労働条件の改善の定量的な効果

（５）労働負担軽減経営体の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、ICT の活用や災害時の協力等の地域の畜産の発展に資する取組の内容

８　機械装置の導入

（１）導入方式

１（２）による機械装置の導入に対する助成は、次のいずれかの方式によるものとする。

ア　リース方式

労働負担軽減経営体が機械装置を借受けにより導入する場合に、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を応援会議が助成する取組について、当該機械装置の導入に係る計画を作成した応援会議に対して必要な経費を補助する。

イ　購入方式

労働負担軽減経営体が機械装置を購入して導入する場合に当該機械装置の取得に必要な費用の一部を応援会議が助成する取組について、次のいずれかに該当するときに限り、当該機械装置の導入に係る計画を作成した応援会議に対して必要な経費を補助する。

（ア）労働負担軽減経営体が機械装置の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき

（イ）（ア）に定める場合のほか、購入方式を行うことが、応援計画の達成のために必要であると応援会議が認めるとき

（２）対象者

１（２）により機械装置を導入する者は、応援会議が作成した当該機械装置の導入に係る計画において、労働負担軽減経営体として位置付けられた、次のいずれかに該当する者とする。

ア　乳用牛又は肉用牛を飼養する者（法人化しているものを除く。）

イ　農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第１項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第３項に規定する法人をいう。）及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第４項に規定する団体をいう。）を含む。）をいう。）であって、その構成員に畜産を営む農業者を含むもの

ウ　株式会社又は持分会社であって、畜産を含む農業を主たる事業として営むもの

エ　事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、畜産を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

オ　公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、畜産を含む農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

カ　公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

キ　畜産を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）

の要件を満たすもの
（ア）畜産を営む個人が直接の主たる構成員であること
（イ）当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること
ａ　機械装置の導入を図ることにより応援計画の達成に資する旨の目的が定められていること
ｂ　代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続が明らかにされていること
ｃ　意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
ｄ　導入した機械装置の利用法が公平を欠くものでないこと
ｅ　収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること

９　補助対象機械装置の範囲
（１）１（２）の事業において補助対象となる機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）の範囲は、別添１に掲げるとおりとする。
（２）補助対象機械装置は、一般に市販されているものとし、試験研究のために製造された機械装置については、補助対象としないものとする。
（３）補助対象機械装置は、原則として新品とする。ただし、応援会議が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械装置は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が２年以上であるものに限るものとする。
（４）リース方式で導入する場合の補助対象機械装置は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。
（５）国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業（以下「国庫補助事業等」という。）において補助金等の交付を受けている機械装置は、補助対象機械装置から除外する。

10　取組主体の目標年度及び成果目標並びに事業費等
取組主体は、以下に定めるところにより目標年度及び成果目標を設定するものとする。
（１）目標年度
目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。
（２）成果目標
応援会議は、応援計画に基づく取組により、事業実施年度の翌年度に、労働時間を 10%以上低減することを成果目標に設定するものとする。
（３）事業費の低減
本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
（４）労働時間削減効果分析
本事業を実施するに当たり、別添４に定める基準により労働時間削減効果の評

価を実施し、事業の投資効率を十分に検討するものとする。

11　事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を他の団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、畜産局長に報告するものとする。

12　機械装置の導入に係る留意事項

（１）共通

ア　補助対象機械装置の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものを選定するものとする。

イ　補助対象機械装置の購入先の選定に当たっては、当該機械装置の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

ウ　労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結するなど、常に良好な状態で管理し、補助対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

エ　労働負担軽減経営体が国庫補助事業等により機械装置の導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

オ　補助対象機械装置は法定耐用年数以上利用するものとする。

カ　労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

キ　労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械装置の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

ク　労働負担軽減経営体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を、応援会議を経由して事業実施主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、事業実施主体は、必要がある場合は、現地調査を実施、報告事項の確認を行うものとする。

ケ　労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、応援会議を経由して、事業実施主体に報告するものとする。

事業実施主体は、当該報告を受けたときは、当該機械装置の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、農林水産大臣に報告する

ものとする。
　なお、事業実施主体が、当該機械装置の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年５月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。）の定めるところにより、農林水産大臣に報告を行い、その確認を受けるものとする。

コ　労働負担軽減経営体は、ICT 機械装置を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、システムサービスの提供者とデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

（２）リース方式の場合

ア　貸付期間
　補助対象機械装置の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

（ア）貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転する場合
　リース事業者が貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を労働負担軽減経営体に移転する場合の補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間。以下（ア）及び（イ）において同じ。）の 70%（法定耐用年数が 10 年以上のものは法定耐用年数の 60%）以上（１年以上の場合に限ることとし、１年未満の端数は切り捨てる。）かつ法定耐用年数以下であって、労働負担軽減経営体とリース事業者が合意した期間とする。なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、労働負担軽減経営体に所有権が移転された後、労働負担軽減経営体において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

（イ）貸付期間終了後に補助対象機械装置の所有権を移転しない場合
　補助対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。なお、貸付期間終了後の補助対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、補助対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、事業実施主体がリース事業者を指導するものとする。

イ　貸付期間終了後の補助対象機械装置の所有権の移転
　リース事業者は、補助対象機械装置について、アに基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額を労働負担軽減経営体との間で、あらかじめ設定していた場合において、当該貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、労働負担軽減経営体に当該機械装置の所有権を移転することができる。

ウ　途中解約の禁止
　労働負担軽減経営体は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間

に係る貸付料相当額を解約金として労働負担軽減経営体がリース事業者に支払うものとする。

エ　貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税からなるものとする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

（ア）基本貸付料

基本貸付料は、補助対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

（イ）附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、当該機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

オ　契約書類等の提出

（ア）リース事業者は、リース契約の内容に当該機械装置の取得価額と補助金額を明記するものとする。

（イ）労働負担軽減経営体は、リース事業者とリース契約を締結した場合、速やかにその契約に係る書類の写しを、応援会議を経由して事業実施主体に提出するものとする。

（３）購入方式の場合

ア　助成対象は、以下のいずれかに該当する労働負担軽減経営体に限るものとする。

（ア）地震・台風等の災害時の際、家畜の移送作業や在庫飼料の提供等の地域の互助協定に参加する経営

（イ）畜産従事者の疾病時等の際、当該畜産経営の経営継続のため、飼養管理の補助や育成牛の受け入れ等の地域の互助協定に参加する経営

イ　労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、当該機械装置の導入を行った後、その写しを速やかに応援会議に提出するものとする。応援会議は、労働負担軽減経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ　労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置について移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該機械装置の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、応援会議を経由して事業実施主体に届け出るものとする。

事業実施主体は、届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、畜産局長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

13　事業の着工等

（１）労働負担軽減経営体による本事業の着手は、原則として、事業実施主体から応援会議に対する交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の内容が明確となり、かつ、交付決定が確実となったときに限り、応援会議は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、応援会議は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（２）（１）のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合においては、応援会議は、あらかじめ事業実施主体の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（３）事業実施主体は、応援会議から（２）の交付決定前着手届の提出があった場合は、畜産局長にその写しを提出するものとする。

（４）事業実施主体は、応援会議が（１）のただし書きに基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう応援会議を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより､事業が適正に行われるようにするものとする。

第２　事業実施計画等

１　事業実施計画の作成・承認

（１）事業実施主体は、交付等要綱第７第１項及び本要領本体第５の１に基づき、別添 18-1 により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて提出するものとする。

　ただし、農産局長等が別に定める公募要領により選出された者が、当該公募要領により提出した事業実施計画については、交付等要綱第７第１項及び本要領本体第５の２（１）のただし書きの提出を行ったものとみなす。

（２）事業実施主体は、２（２）により取組主体より提出された事業実施計画を取りまとめ、必要な書類等の確認等を行った上で、別添５により事業実施計画書を作成し、畜産局長の承認を受けるものとする。

（３）事業実施主体は、（２）に掲げる事業実施計画に、交付等要綱別表１に定める重要な変更がある場合には、（２）に準じて変更の承認を受けるものとする。

２　取組主体等の事業の実施等

（１）事業参加要望

　応援会議は、別添６により応援会議推進事業への参加及び応援会議内の労働負担軽減経営体が応援計画に基づいて行う機械装置の導入に係る要望を取りまとめ、事業実施主体に提出する。この場合においては、応援会議は、労働負担軽減経営体ごとに導入を希望する機械装置の規模、数量等について、真に必要性のあるものにつき導入を行うよう取り計らうものとする。

（２）事業実施計画の作成等

ア　応援会議は、（１）の事業参加要望の取りまとめに当たり、別添４に掲げる労働時間削減効果の評価を踏まえ、機械装置の導入を希望する労働負担軽減経営体の間の優先順位を決定し、その結果（以下「総合評価結果」という。）を

取りまとめるものとする。

イ　応援会議は、事業参加要望書、総合評価結果及び応援計画を添えて、別添７により事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。

ウ　事業実施主体は、イの承認を行うに当たって、イにより提出のあった事業参加要望書及び総合評価結果を集約の上、全国の労働負担軽減経営体間の優先順位を取りまとめた結果を添えて、１の規定により事業実施計画書を作成し、畜産局長の承認を受けるものとする。

エ　事業実施主体は、ウの承認を受ける際に、畜産局長と協議の上、配分予定額を決定し、イの承認と併せて配分予定額を応援会議及び都道府県知事に通知するものとする。

オ　イ及びウで提出のあった事業実施計画に、交付等要綱別表１に定める重要な変更以外の変更がある場合には、イからエまでに準じて変更の承認を受けるものとする。

３　事業参加申請書の作成・承認

（１）応援会議は、２（２）エにより通知を受けた配分予定額の範囲内で、総合評価結果で決定した優先順位に基づいて労働負担軽減経営体を選定するものとする。

（２）（１）により選定された労働負担軽減経営体は、購入方式にあっては別添８の別紙１、リース方式にあっては別添９の別紙１により事業参加申請書を作成し、応援会議に提出するものとする。

　応援会議は、提出のあった事業参加申請書を別添８及び別添９により取りまとめ、事業実施主体に申請するものとする。

（３）（２）の後段の申請において購入方式で機械装置を導入する労働負担軽減経営体の必要な費用の一部を助成する応援会議は、次の内容について整理し、事業実施主体の確認を得るものとする。

ア　機械装置の購入を希望する労働負担軽減経営体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書、融資証明書等により、支払可能であることが確認されていること。

イ　「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」（平成 31 年４月１日付け 30 生産第 2038 号食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）に準じて、費用対効果分析が実施され、投資効率等が十分検討された上で、当該機械装置の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれていること。

（４）事業実施主体は、必要な書類等の確認を行った上で、労働負担軽減経営体ごとに事業参加承認を行い、応援会議及び都道府県知事に通知する。

４　事業実施計画の審査

３（４）の事業参加申請書の承認に当たっての審査基準は、次に掲げるものとする。

（１）事業内容の妥当性

　事業内容が、畜産を営む者の労働条件の改善により生じるゆとりを活用して、地域の畜産の発展に資する取組となっているか。

（２）事業計画の妥当性、効率性

・総合評価に当たり、補助対象機械装置の導入による効果は適切に算定されているか。
・手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか。

（３）事業実施体制の妥当性
応援会議の組織及び体制が、事業実施のために適切なものとなっているか。

第３　点検評価等

１　事業実施状況の報告

（１）労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置を導入した場合は、別添 10 により、労働負担軽減経営体実施状況報告書を速やかに作成し、応援会議に提出するものとする。労働負担軽減経営体実施状況報告書の提出を受けた応援会議は、速やかに事業実施主体に提出するものとする。

（２）応援会議は、別添 11 により、事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の６月末日までに、事業実施主体に報告するものとする。

（３）事業実施主体は、（２）の応援会議から事業実施状況の報告を受けた場合には、（１）の労働負担軽減経営体の実施状況の報告と併せて取りまとめ、別添 12 により実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の７月末日までに、畜産局長及び都道府県知事へ報告するものとする。
事業実施主体は、（１）及び（２）の実施状況報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が困難と判断した場合は、当該応援会議及び当該労働負担軽減経営体に対して適切な措置を講ずるものとする。

（４）畜産局長は、（３）の事業実施主体からの事業実施状況の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が困難と判断した場合には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

２　事業評価の報告

（１）応援会議は、第１の 10 により設定した成果目標について、事業実施年度の翌年度に検証を行い、別添 13 の事業成果報告書により、事業実施年度の翌々年度の６月末日までに、事業実施主体に報告するものとする。

（２）事業実施主体は、（１）の応援会議の事業評価の報告を取りまとめ、畜産局長及び都道府県知事へ報告するものとする。

（３）畜産局長は、（２）の事業実施主体からの事業評価の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標を達成していないと判断した場合は、事業実施主体に対し、必要な指導を行う。

３　調査及び報告

（１）応援会議は、第１の 12 の（３）のイにより確認した機械装置の利用状況について、事業実施主体に対し、１（２）の事業実施状況報告書の提出時に併せて報告するものとする。

（２）畜産局長は、この別紙に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、応援会議、リース事業者等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

（３）事業実施主体及び都道府県は、応援会議、リース事業者及び労働負担軽減経営

体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第４　その他

１　補助対象経費等

（１）事業実施主体は、本事業に直接必要な経費について、予算の範囲内で、別添１から別添３までに定める補助対象機械装置、補助対象経費及び補助率により、第１の１（１）及び（２）の事業にあっては事業の実施に要する経費を応援会議に補助するものとし、第１の１（３）の事業にあっては事業実施主体が行う事業として支出するものとする。

（２）補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

（３）事業実施主体は、補助対象経費の経理に当たっては、別添１の補助対象機械装置の区分及び別添３の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

（４）次の経費は、事業の実施に必要であるかどうかにかかわらず、補助の対象とならないものとする。

ア　国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において補助金等の交付を受けている経費

イ　事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

ウ　事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

エ　その他当該事業の実施に直接関連のない経費

オ　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象計に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額

２　補助金の交付決定

（１）応援会議の交付申請

応援会議は、本事業の補助金の交付を受けようとするときは、別添 14 により交付申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

また、補助金の変更交付申請を行う場合は、別添 15 により変更承認申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（２）補助金の交付決定

事業実施主体は、（１）の申請の提出があったときは、審査の上、補助金の交付対象となる応援会議の事業計画を決定し、応援会議に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

（３）事業実施主体の交付申請及び交付決定については、交付等要綱に定めるところによるものとする。

３　補助金の請求及び支払

（１）労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置の導入が完了した場合は、別添 16

により、事業完了報告書を作成し、応援会議に提出するものとする。

（２）応援会議は、（１）により労働負担軽減経営体から事業完了報告があった場合及び自らの事業が完了した場合は､別添 17 により応援会議補助金支払請求書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

　応援会議は、（１）により提出のあった事業完了報告書については、応援会議補助金支払請求書の提出前に審査・検査を行い、補助対象機械装置の導入が計画どおりに行われていることを確認するものとする。

（３）事業実施主体は、（２）により応援会議から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、遅滞なく補助金を支払うとともに、支払額の通知をするものとする。

　ただし、機械装置導入事業において、リース方式で補助対象機械装置の導入が行われ、応援会議が補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合においては、事業実施主体は、直接リース会社等へ請求額を支払うことができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、リース事業者へ支払った補助金を除いた額を応援会議に支払うものとする。

（４）事業実施主体の補助金の請求及び支払については、交付等要綱に定めるところによるものとする。

４　補助金の返納

（１）畜産 ICT 応援会議推進事業

　事業実施主体は、３の補助金の支払を受けた者が、補助金の支払を受けた後に交付等要綱及び本要領等に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該補助金の支払を受けた者に指示を行い、事業実施主体に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

（２）機械装置導入事業

　事業実施主体は、応援会議又はリース事業者から、補助対象機械装置の処分制限期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、応援会議又はリース事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ア　リース契約を解約したとき

イ　労働負担軽減経営体が経営を中止したとき

ウ　導入した当該機械装置が滅失したとき

エ　申請書等に虚偽の記載をしたとき

オ　リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき

カ　交付等要綱及び本要領等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき

５　事業の推進指導等

（１）事業実施主体は、畜産局長の指導の下、都道府県、応援会議、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。

（２）リース事業者及び労働負担軽減経営体は､事業実施主体の指導の下､都道府県､

応援会議、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

６　消費税及び地方消費税の取扱

（１）事業実施主体は、補助金の交付に当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して交付するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（２）事業実施主体は、（１）のただし書による応援会議からの事業実績の報告に際して、応援会議から当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額した報告を受けるものとする。

（３）事業実施主体は、（１）のただし書による応援会議からの実績報告書の提出を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに提出させるとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、返還させなければならない。なお、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、事業実施年度の翌年度の６月末日までに、報告を受けるものとする。

７　帳簿等の整備保管等

事業実施主体及び応援会議は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

８　事業名等の表示

本事業により導入した機械装置及び整備した施設には、本事業の名称、事業実施年度、事業実施主体名、労働負担軽減経営体の名称を表示するものとする。

９　他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）家畜共済の積極的な活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者に対し、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

（２）持続的な畜産物生産に向けた取組

事業実施主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和４年 10 月 31 日付け４畜産第 1660 号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう、労働負担軽減経営体から、チェックシートの提出を受けることなどにより確認するものとする。

（３）配合飼料価格安定制度への継続加入

事業実施主体は、この事業に参加する労働負担軽減経営体であって、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年２月13日付け50畜Ｂ第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補塡に関する基本契約及び配合飼料の価格差補塡に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、前年度に引き続き契約を締結していることを確認するものとする。

ただし、労働負担軽減経営体が、事業実施年度の前年度に契約を締結していない、又は、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由があることを事業実施主体が確認した場合は、この限りではない。

Ⅱ　ICT 化等機械装置適合家畜生産推進事業

第１　事業の内容

１　事業の取組内容

畜産農家における ICT 化等機械装置の導入の推進のため、これらの機械装置に適合する家畜の生産に取り組もうとする事業実施主体に対し、次の取組について補助する。

（１）検討会の開催

ICT 化等機械装置に適合した家畜生産に関する検討会の開催

（２）ICT 化等機械装置に適合した家畜生産のための調査

ICT 化等機械装置に適合した家畜生産を推進するために行う、調査、分析、報告書作成等の実施

２　事業実施主体

本要領別表１の 11（２）の事業実施主体は、農産局長等が別に定める公募要領により応募者の中から選定された民間団体であって、以下の要件を満たすものとする。

（１）事業協同組合又は事業協同組合連合会にあっては、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているもの。

（２）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人にあっては、定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているもの。

（３）その他農業者の組織する団体にあっては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあるもの。

３　成果目標

本事業の目標年度及び成果目標は以下のとおりとする。

（１）目標年度は、事業実施年度とする。

（２）成果目標は、ICT 化等機械装置に適合した家畜生産の調査により得られる、定量的な指標を設定するものとする。

４　審査基準

本要領別表４の２の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

（１）畜産に関する知見

ア　畜産の生産現場の実態を理解しているか。

イ　家畜の改良について十分な知見を有しているか。

ウ　ICT 化等機械装置に適合する家畜の生産について事業計画を策定するための知見を有しているか。

エ　調査により得られたデータから、その効果を分析するための知見を有しているか。

オ　本事業による効果によって、全国の農家の労働負担軽減への取組が推進されるため、得られた調査結果をまとめ、広く世間に普及するための知見を有しているか。

（２）事業実施に必要なその他の知見・能力

ア　過去に国又は独立行政法人農畜産業振興機構の畜産に係る事業を行った経験

を有しているか。
イ　直近の決算時において借入金がないなど、財務状況が健全な団体であるか。
ウ　家畜の改良について、十分なデータの収集・分析を実施できる体制を有しているか。
エ　生産者、学識経験者等の意見を調整する能力を有しているか。
オ　畜産農家の経営状況等の情報を取り扱うため、個人情報保護に関する知見を特に有しているか。

第２　事業実施計画等

１　事業実施主体は、交付等要綱第７第１項及び本要領本体第５の１に基づき、別添 18-2 により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて提出するものとする。

ただし、農産局長等が別に定める公募要領により選出された者が、当該公募要領により提出した事業実施計画については、交付等要綱第７第１項及び本要領本体第５の２（１）ただし書きの提出を行ったものとみなす。

第３　点検評価等

１　事業実施状況等の報告

事業実施主体は、交付等要綱第 29 に基づき、別添 19 により事業実施状況報告書を作成し、畜産局長に報告するものとする。

２　事業の評価等

事業実施主体は、本要領本体第７の１（２）に基づき、自ら評価を行い、別添 20 により成果状況報告書を作成し、畜産局長に報告するものとする。

３　畜産局長は、２の事業実施主体からの事業評価の報告の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標を達成していないと判断した場合は、事業実施主体に対し、必要な指導を行う。

第４　その他

１　補助対象経費等

国は、本事業に直接必要な本要領別表３に掲げる経費のうち本要領別表１の範囲の経費について、予算の範囲内で協議会に補助するものとする。

２　補助の対象とならない経費

次の経費は、事業の実施に必要であるかどうかにかかわらず、補助の対象とならないものとする。

（１）国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
（２）事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
（３）事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
（４）その他当該事業の実施に直接関連のない経費
（５）補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 60 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として向上できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗

じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

Ⅲ　畜産データ活用体制整備事業

第１　事業の内容

１　事業の取組内容

畜産関係団体又はITベンダー等から構成されるコンソーシアムにより、牛の個体識別情報等及びその飼養管理等に関する生産情報を全国データベースシステム（以下「畜産クラウド」という。）に集約し、ビッグデータの構築を進め、畜産経営の改善のために活用する体制を整備する取組を推進することで、家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

（１）コンソーシアムの設置・運営

牛の個体識別情報等及びその飼養管理等の生産情報を畜産経営の改善のために集約し、活用するための畜産クラウド及び牛個体識別電算システム（牛個体識別台帳システム）の仕様や情報の利活用のためのルール作りを行う検討会の開催等を支援する。

（２）畜産クラウドの機能強化のための調査・利用環境の整備等

ア　畜産クラウドの構築・改修

民間クラウドシステム及び全国団体等が所有する生産情報システム（以下「民間クラウド」という。）との接続に伴う畜産クラウドで集約する情報の増加や利用者登録の改善等に対応するための機能強化に向けた調査及びその結果に基づく利用環境の整備等の取組を推進するため、畜産クラウドの構築・改修及び管理を行う。

イ　ソフトウェアの開発・改修

スマートフォンやタブレット端末でアにより構築・改修した畜産クラウドに接続するためのアプリケーションソフトウェアを開発又は改修し、生産者や関連する支援者（獣医師、人工授精師、普及指導員等）に配布する。

（３）畜産クラウド本体と民間クラウドとの連携等に係る調査等

畜産クラウド本体と民間クラウドとの間で情報の共有を行うために民間クラウドのシステムの仕様や連携方法等を調査するとともに、調査結果に基づき畜産クラウドと連携するためのコンバーターソフトを開発する。

（４）牛個体識別台帳システムの機能強化に向けた調査

牛個体識別台帳システムの機能強化に向けた調査・検討を行う。

２　事業実施主体

本要領別表１の 11（３）の事業実施主体は、農産局長等が別に定める公募要領により応募者の中から選定されたコンソーシアムであって、以下の要件を満たすものとする。

ア　コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法等を明確にしたコンソーシアムの運営

等についての規約の定めがあること

イ　事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること

ウ　牛の個体識別情報等及びその飼養管理等の生産情報を畜産経営の改善のために集約し、活用することができる者を構成員として組織されていること

３　成果目標

本事業の目標年度及び成果目標は以下のとおりとする。

（１）目標年度は、事業実施年度とする。

（２）成果目標は、畜産クラウド及び牛個体識別電算システムの機能強化のための調査により得られる数値目標を設定するものとする。

４　審査基準

本要領別表４の２の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

（１）畜産に関する知見

ア　牛の個体識別制度を十分に理解しているか。

イ　我が国の畜産の生産現場の実態を理解しているか。

ウ　畜産関係団体とのネットワークを有しているか。

エ　畜産現場で使用されるICT機器に関する知見を有しているか。

オ　生産情報の経営改善支援のための活用に関する知見を有しているか。

（２）事業実施に必要なその他の知見・能力

ア　システムの構築・連携に関する十分な知見を有しているか。

イ　構築したシステムについてユーザーである生産者やその支援者等に分かりやすく説明・普及する能力を有しているか。

ウ　情報セキュリティに関する知見を有しているか。

エ　農家の経営状況等に関する情報を取り扱うため､個人情報保護に関する知見を特に有しているか。

オ　畜産関係団体、学識経験者等の意見を調整する能力を有しているか。

第２　事業実施計画等

１　事業実施主体は、交付等要綱第７第１項及び本要領本体第５の１に基づき、別添 21 により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて提出するものとする。

ただし、農産局長等が別に定める公募要領により選出された者が、当該公募要領により提出した事業実施計画については、交付等要綱第７第１項及び本要領本体第５の２（１）ただし書きの提出を行ったものとみなす。

第３　点検評価等

１　事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第29に基づき、毎年度、別添22 により、事業実施年度の翌年度の７月末までに事業実施状況を畜産局長に報告するものとする。

２　事業の評価

（１）事業実施主体は、本要領本体第７の１（２）に基づき、別添23 により自ら事業実施結果の評価を行い、畜産局長に報告するものとする。

（２）畜産局長は、（１）の報告の内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

（３）畜産局長は、（２）の評価のほか、補助事業期間終了後において、必要に応じて、事業成果の波及効果や活用状況等に関する追跡評価を行うものとする。

第４　その他

１　収益納付

（１）事業実施主体は、事業実施年度中に畜産クラウドの運用等により相当の利益を得たと認められた場合には、発生した収益の状況について記載した収益状況報告書を別添24 により作成し、事業実施年度の翌年度の６月末までに畜産局長に提出するものとする。ただし、畜産局長は、特に必要な場合には、任意の期間を定めて収益の状況を報告することを求めることができる。

（２）畜産局長は、（１）の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、次の数式により算定した額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

〈計算式〉

納付額＝（収益額－控除額）×（補助金の確定額／事業に関連して支出された費用の総額）

〈計算式中の用語の意義〉

収益額：畜産クラウドの運用等により得られた売上高から畜産クラウドの構築・改修等並びに畜産クラウドの運用に要した費用を除いた額

控除額：事業に関連して支出された費用のうち事業実施主体が自己負担により支出したものの合計

（３）（２）に定める収益の納付は、事業実施年度中に得た収益を対象として行うものとする。ただし、畜産局長は、特に必要な場合には、任意の期間を定めて収益を納付するよう求めることができる。この場合においては、全対象期間における納付額を合算した額が、事業の実施に要した経費を上回らないものとする。

２　補助の対象とならない経費

次の経費は、事業の実施に必要であるかどうかにかかわらず、補助の対象とならないものとする。

（１）事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他　の各種手当）

（２）事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

（３）事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

（４）その他当該事業の実施に直接関連のない経費

（５）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経

費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号) の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

（６）支払が翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）

別添１（Ｉの第１の１及び９並びに第４の１関係）

補助対象機械装置	
機械装置の区分	仕　　様　　等
搾乳関係機械装置	搾乳ロボット、ミルキングパーラー、搾乳ユニット搬送レール、ミルカー自動離脱装置、自動乳頭洗浄機
飼料給与関係機械装置	自動給餌機、ほ乳ロボット、餌寄せロボット、自走式配餌車、稲わら細断機
家畜飼養管理機械装置	発情発見装置、分娩監視装置、行動監視装置、バーンスクレーパー、敷料散布機

（注意）

１　補助対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。

２　汎用性のある運搬車両等を動力源とする機械装置は補助対象とはしない。

３　本表の対象機械装置については、生産される畜産物の量や質、労働コストを勘案した指標を畜産局長が別に設定するものとし、事業実施主体は、その指標に基づき本事業における補助対象機械装置を審査するものとする。ただし、事業実施主体が特に認めた機械装置についても補助対象とすることができる。この場合においては、事業実施主体が設置する畜産施設機械の専門家が参加する委員会の意見を聴くものとする。

４　補助対象機械装置の導入に当たっては、利用規模や労働時間の削減の観点から必要十分な機械装置の選定をするものとする。

５　上記の機械装置本体のリース又は購入に係る費用のほか、設置に必要となる簡易な資材・装置・補改修に係る経費を対象に含むことができるものとする。

別添２（Ⅰの第１の１及び第４の１関係）

事業名	補助対象経費	補助率等
１　畜産ICT応援会議推進事業	会議の開催、先進地事例等調査、労働時間削減に向けた取組の実証等に必要な経費	定額（機械装置導入事業に係る事業費の１割又は3,000千円のいずれか低い額を上限とする。）
２　機械装置導入事業	労働負担軽減経営体による機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	２分の１以内（１経営体当たり25,000千円を上限とする。）

別添３（Ⅰの第１の１及び第４の１関係）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則３者以上。該当する設備備品を１社又は２社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代に係る経費	
	借上費	事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献に掛かる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバ利用等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品に係る経費 ・短期間（補助事業実施期内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（３万円未満のものに限る。） ・CD-ROM 等の記録媒体（３万円未満のものに限る。）	
	光熱水量	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料は除く。）	
	通信環境整備費	通信環境を整備するために必要な経費。	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接	

		必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別添４　労働時間削減効果分析（Ⅰの第１の 10 及び第２の２関係）

第１　評価

Ⅰの第１の 10 に規定する労働時間削減効果分析を実施する際に用いる基準は、次のとおりとする。

第２　評価点数の算出式

補助金申請額（円）÷削減が期待される年間総労働時間（時間）
×係数÷10,000

上記算出式において、削減が期待される年間総労働時間は、補助対象機械装置の導入を通じて搾乳作業、給餌作業及び生産管理作業が変化することにより削減されることが期待される牛１頭当たり作業時間と牛頭数との積とする。

第３　削減が期待される年間労働時間の考え方

１　搾乳作業

（搾乳方式）

	搾乳牛１頭当たり搾乳時間（時間/頭・年）
バケット及びパイプライン方式（自動離脱装置なし）	４８
バケット及びパイプライン方式（自動離脱装置あり）	４０
搾乳ユニット手動搬送方式（自動離脱装置なし）	４６
搾乳ユニット手動搬送方式（自動離脱装置あり）	３８
搾乳ユニット自動搬送方式	３４
ミルキングパーラー方式（自動離脱装置なし）	４２
ミルキングパーラー方式（自動離脱装置あり）	３４
搾乳ロボット方式	7

（乳頭洗浄）

	搾乳牛１頭当たり労働時間（時間/頭・年）
人力による乳頭洗浄	8
自動乳頭洗浄機による洗浄	6

２　給餌作業

（１）牛

	牛１頭当たり給餌時間（時間/頭・年）		
	乳用牛	肉用繁殖牛	肉用肥育牛
人力による給餌方式	４３	３８	３１
自動餌寄せ方式	４０	３５	２８
稲わら細断機	－	－	２７
自走式配餌車による給餌方式	３７	３２	２６
自走式配餌車＋自動餌寄せ方式	３４	２９	２４
自動給餌方式（濃厚飼料）	１６	１４	１２
自動給餌（濃厚飼料）＋自動餌寄せ方式	１３	１１	9
自動給餌方式（濃厚・粗飼料）	１４	１２	１０
自動給餌（濃厚・粗飼料）+自動餌寄せ方式	１１	9	7

（２）子牛（ほ乳）

	子牛１頭当たりほ乳時間（時間/頭・年）		
	乳用牛	肉用繁殖牛	肉用肥育牛
人力によるほ乳方式	3		
ほ乳ロボット方式	0		
移動式ほ乳機方式	2		

3　生産管理作業

（繁殖管理・肥育管理）

	牛１頭当たり労働時間（時間/頭・年）		
	乳用牛	肉用繁殖牛	肉用肥育牛
人力による観察方式	１４	8	5
発情発見装置の活用	１２	5	―
分娩監視装置又は行動監視装置の活用	１３	5	3
発情発見装置＋分娩監視装置又は行動監視装置の活用	１１	2	―

（放牧管理）

	牛１頭当たり労働時間（時間/頭・年）		
	乳用牛	肉用繁殖牛	肉用肥育牛
人力による管理方式	9		
行動監視装置の活用	7		

（除糞作業）

	牛１頭当たり労働時間（時間/頭・年）		
	乳用牛	肉用繁殖牛	肉用肥育牛
ホイールローダー等バーンスクレーパーによらない除糞	5	4	4
バーンスクレーパーによる除糞	0	0	0

（敷料散布作業）

	牛１頭当たり労働時間（時間/頭・年）		
	乳用牛	肉用繁殖牛	肉用肥育牛
人力による敷料散布	3		
敷料散布機による敷料散布	0		

４　１から３については、実例を調査した資料を添付することにより、当該値に置き換えることができるものとする。

第４　係数

複数該当する場合は、該当する全ての項目の値を掛けることができるものとする。

区分	項目	値
１　後継者	①　今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として（１）又は（２）に該当する経営 （１）主たる経営者が 45 歳未満 （２）主たる経営者が 45 歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね 15 歳以上の後継者の確保	０．９
	②　①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	０．９５
２　乳用後継牛	①　自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	０．９
	②　①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	０．９５
３　飼養管理	飼養管理の高度化等に取り組む経営	０．９
４　その他	①　地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	０．９５
	②　畜産従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	０．９５
	③　地震・台風等により被災した経営	０．９
	④　畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	０．９５
	⑤　牛群検定に加入している経営	０．９
	⑥　供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	０．９５
	⑦　応援会議の構成員の中で、JGAP 家畜・畜産物の認証農場又は、GAP 取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合	０．９５
	⑧　応援会議の構成員の中で、農場 HACCP 推進農場として指定されている経営がある場合	０．９５
	⑨　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている経営	０．９
	⑩　作業安全に関する取組を実施している経営	０．９
	⑪　その他、地域への貢献度が高い取組と事業実施主体が特に認めた取組に参加する経営	０．９

別添５（Ⅰの第２の１の（２）関係）

番　　　号
年　月　日

農林水産省畜産局長　殿

（事業実施主体）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（元号）　年度　畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）
実施計画書の承認（変更）申請について

持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のⅠの第２の１の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更）申請する。

記

事業の内容

事業名	事業内容	事業費（円）		備考
		補助金	その他	
畜産ICT応援会議推進事業				
機械装置導入事業				
全国推進指導事業				
合　計				

取組により期待される効果（成果目標）

成果目標（目標値・現状値）	
検証方法	
その他事業による効果	

注：成果目標は、畜産農家の労働時間の削減に資する取組の効果について、
　　事業実施年度の翌年度の目標値を設定する。
　　検証方法は、目標値の具体的な検証方法の手法を記載する。
　　その他事業による効果については、労働時間削減効果以外に期待される効果を記載する。

【添付書類】
（１）公募要領により提出した事業実施計画
（２）畜産ICT応援会議より申請のあった、事業参加要望書、畜産ICT応援計画
（３）別表の細目を活用した事業費積算
（４）事業費の支出の根拠となる資料（旅費規程等）
注：変更の場合は、事業内容及び添付資料について、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別添6（Ｉの第2の2関係）

（元号）　___年度畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）参加要望書

畜産ICT応援会議の名称 （都道府県名）	 （　　　　　　　　　　）

〇　畜産ICT応援会議推進事業への参加の有無

畜産ICT応援会議推進事業への参加の有無	有　：		無　：	

畜産ICT応援会議推進事業の取組内容	会議の開催	
	事業計画の策定	
	労働時間削減用機械装置の選定	
	事業成果の検討	
	先進地事例調査	
	労働時間削減に取り組む酪農家への指導	
	その他	

※　該当する項目の欄に〇をする。

〇対象者の機械装置の要望取りまとめ

優先順位	畜産ICT応援会議の名称	労働負担軽減経営体名	補助対象機械装置				機械装置価格、補助金額等					成果目標値※4	費用対効果分析の結果※5	検証方法※6	備考
			機械装置の区分※1	機械装置名※2	カタログページ※3	数量	機械価格A	消費税B	計（A+B）	補助率	補助金額（A×1/2以内）				
									0	1/2	0	▲ 59.5	0.000		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
									0	1/2	0	#DIV/0!	#DIV/0!		
						合計	0	0	0		0				

※1　別紙10のＩの別添1に記載されている機械装置の区分により記載すること。
※2　別紙10のＩの別添1に記載されている仕様等により記載すること。
※3　（公社）中央畜産会が発行している畜産機械施設ガイドブックの該当するページ番号を記載すること。該当しない場合はカタログを添付すること。
※4　当該機械装置を導入することにより削減される労働時間の削減率を記載すること。削減率は、（削減後の総労働時間－削減前の総労働時間）/削減前の総労働時間×100
　　により求める。
※5　別添4に記載の労働時間削減効果分析により求める。（計算式が入力してあります。右側の表に必要な数値を入力すると自動的に計算します。）
※6　検証方法欄には、成果目標を検証するための具体的な検証方法や資料名等を記載。
※7　あらかじめ中古品を希望することが確実な場合は、備考欄に「中古品」を記載するとともに、「残存期間（法定耐用年数－経過年数）」を記載。

別添６－１（Ｉの第２の２関係）

都道府県名：

年　　月　　日

畜産ICT応援会議代表　殿

所在地
法人名称又は氏名
（法人の場合 代表者名）

畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）要望調査票

畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）において、労働負担軽減のための機械装置を導入したいので、要望書を提出する。

１　経営の概況（○年○月○日現在）

飼育頭数		頭
労働力		人
年間総労働時間	0	時間

２　機械装置の導入関係
（１）搾乳方式の改善
①現在の状況
搾乳方式：
②導入希望の機械装置

機械装置の種類	搾乳ロボット	ミルキングパーラー	搾乳ユニット搬送レール		ミルカー自動離脱装置	自動乳頭洗浄機
			手動	自動		
機械装置のメーカー名						
型式						
台数						
本体価格（税抜）						
消費税額						

（２）給餌方式の改善
①現在の状況
飼料給与関係機械装置の保有状況：
②導入希望の機械装置

機械装置の種類	自動給餌機（濃厚・粗飼料）	自動給餌機（濃厚飼料）	餌寄せロボット	ほ乳ロボット	自走式配餌車	移動式ほ乳機	稲わら細断機
機械装置のメーカー名							
型式							
台数							
本体価格（税抜							
消費税額							

（３）家畜飼養管理の改善
①現在の状況
家畜飼養管理機械装置の保有状況：

②導入希望の機械装置

機械装置の種類	発情発見装置	分娩監視装置	バーンスクレーパー	敷料散布機	行動監視装置（繁殖・肥育管理）	行動監視装置（放牧管理）
機械装置のメーカー名						
型式						
台数						
本体価格（税抜）						
消費税額						

注１：導入を希望する機械装置の種類ごとに必要事項を記載する。
２：「本体価格（税抜）」欄には、消費税を除いた機械装置の導入価格に台数を乗じた額を記載する。

３　機械装置の導入方式

注１：リース方式か、購入方式か記入する
２：購入方式を選択する場合は、別紙10のⅠの第１の12の（３）のアに取り組む経営体に限る。

４　機械装置導入により想定される労働時間の削減効果
（１）労働負担軽減経営体における削減労働時間　　時間

（２）削減労働時間の検証方法

注１：削減労働時間の根拠を整理し、添付すること
２：削減労働時間の検証方法には、具体的な検証方法や資料名等を記入すること

５　機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組
（該当する項目に○を付ける）

１　後継者	①　今後とも安定的な経営継続が見込まれる経営として(1)又は(2)に該当する経営 (1)主たる経営者が45歳未満 (2)主たる経営者が45歳以上の場合、後継者となる子息・子女又は概ね15歳以上の後継者の確保	
	②　①に該当しない場合、後継者の確保に向けた取組の実施	
２　乳用後継牛	①　自家の牛群更新に必要な乳用牛を概ね自家生産により確保する経営	
	②　①以外の場合、自家の牛群更新に必要な乳用牛の自家生産に取り組む経営	
３　飼養管理	飼養管理の高度化に取り組む経営	

4　その他 （複数回答可）	①　地震・台風等の災害等に備えた、地域における互助協定に参加する経営	
	②　畜産従事者の疾病時等の経営継続に備えた、地域における互助協定に参加する経営	
	③　地震・台風等により被災した経営	
	④　畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による補助を受けていない経営	
	⑤　牛群検定に加入している経営	
	⑥　供用期間の延長等を図るため、自給飼料の飼料分析や技術者との意見交換を定期的に行う経営	
	⑦　応援会議の構成員の中で、JGAP家畜・畜産物の認証農場又は、GAP取得チャレンジシステムの確認済み農場がある場合	
	⑧　応援会議の構成員の中で、農場HACCP推進農場として指定される経営がある場合	
	⑨　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている経営	
	⑩　作業安全に関する取組を実施している経営がある場合	
	⑪　その他、地域への貢献度が高い取組と事業実施主体が特に認めた取組に参加する経営	

6　労働時間削減効果分析の結果　　[　　　]

※実施要領別紙１０別添４に基づく労働時間削減効果分析の結果（評価点数）を記載。

【添付書類】

（１）申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面及び見積書（写し）、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書（写し）

（２）申請する補助対象機械装置のカタログ

（３）５の回答根拠を示す資料

（４）購入方式を選択した場合、以下のいずれかに該当する書類
　（Ⅰの第１の12の（３）のア関係）
　・災害時における地域の互助協定に関する締結書類（写し）
　・疾病時等における地域の互助協定に関する締結書類（写し）

（５）みどりのチェックシート

（６）配合飼料価格安定制度加入していることが分かる資料（加入していない場合はその理由書）

（７）農業協同組合又は農業協同組合連合会が、自ら家畜の飼養を行う場合、農業協同組合法第11条の51の規定に係る農業経営規程（写し）

補助金及び要望調査に関する確認書

本事業の要望に当たり、交付要綱、実施要綱、実施要綱別紙等をよく読み内容を理解しました。
特に、次の事項に対し、相違があった場合は、事業参加承認後であっても補助金の一部もしくは全部を受給できなくなり、または補助金の支払後においては補助金の一部もしくは全部を返還することを承諾のうえ、要望します。

1　補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載は行いません。

2　一般競争入札又は３者以上の見積もりによる補助対象機械装置の最低価格を補助対象経費として申請します。また、補助対象経費は補助対象機械装置の本体価格のみであり、それ以外の経費を混同していません。

3　既に所有している機械装置を下取りさせて機械装置を導入する場合は、導入する機械装置の本体価格から当該機械装置の下取り価格を控除した額を補助対象経費として申請します。

4　事業実施主体が事業参加申請を承認する以前に、既に発注等を行った場合は補助金の交付対象とならないことを承諾します。また、導入方式の場合は、補助金の支払いは、機械装置の導入、支払い及び所有権の移転が完了し、実績報告書を提出した後一定期間を要することを承諾します。

5　補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する場合があることを承諾します。

年　　月　　日
住所
法人名称又は氏名

※　下取り機械装置の補助事業等の取扱いは、「補助事業等における生産の取扱いについて」（昭和57年10月26日付け57経第1702号）による。
※　処分制限期間：導入した機械装置の耐用年数をいう。
※　処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
※　耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号）に準ずる。

別添７（Ｉの第２の２の（２）関係）

番　　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

（畜産ICT応援会議）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（元号）　年度 畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）
実施計画書の承認（変更）申請について

持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のＩの第２の２の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更）申請する。

記

事業の内容

事業名	事業内容	事業費（円）		備考
		補助金	その他	
畜産ICT応援会議推進事業				
機械装置導入事業				
合　計				

取組により期待される効果（成果目標）

成果目標（目標値・現状値）	
検証方法	
その他事業による効果	

注：成果目標は、地域の連携により労働時間の削減に向けた取組により期待される削減効果について、事業実施年度の翌年度の目標値を定量的に記載する。
検証方法は、目標値の具体的な検証方法の手法を記載する。
その他事業による効果については、労働時間削減効果以外に期待される効果を記載する。

【添付資料】
（１）別添【畜産ICT応援会議推進事業】（畜産ICT応援会議が行う事業内容）
（２）別添６
（３）別添６－１
（４）畜産ICT応援計画

注：変更の場合は、事業内容及び添付資料について、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別添【畜産ICT応援会議推進事業】

１　事業の目的

２　総括票

事業名	事業内容	負担区分		備考
		国　庫 補助金	楽略応援 会議	
		円	円	

注：「事業名」欄には「検討会の開催」、「先進地事例調査」、「労働時間削減に向けた労働時間の削減の実証」を記載する。

３　事業の内容
（１）検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

（２）先進地等の調査

調査地域	調査時期	調査員数	目的

注：「目的」欄には、調査地域の取組と本事業での取組計画との関連性を踏まえ記載する。

（３）労働時間軽減に向けた畜産ICT応援会議の取組の実証

取組内容	実施時期・回数

【添付資料】
（１）畜産ICT応援会議の組織及び運営に係る規約
（２）畜産ICT応援会議が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していることを示す資料
（３）別表の細目を活用した事業費積算
（４）事業費の支出の根拠となる資料（旅費規程等）
（５）その他

別添８（Ⅰの第２の３の（２）関係）

番　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

（畜産ICT応援会議）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（元号）　年度　畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）
参加申請書（購入方式）

畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）を下記のとおり実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のⅠの第２の３の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更）申請する。

記

１　申請者数　　　　　　　　　　名

２　申請の概要

Ｎｏ	労働負担軽減経営体名	機械本体価格（税抜：円）	補助金額（円）	備考

【添付書類】
・対象者から提出された別添８-別紙１「参加申請書」

別添８－別紙１（Ｉの第２の３の（２）関係）

番　　号
年　月　日

畜産ICT応援会議代表　殿

所在地
法人名称又は氏名
（法人の場合 代表者名）

（元号）　年度　畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）
参加申請書（購入方式）

畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）を下記のとおり実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のＩの第２の３の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

記

１　補助対象機械装置の概要

Ｎｏ	補助対象機械装置名	新品・中古の区分※１	法定耐用年※２	型式（規格・規模）	製造メーカー名	販売業者名	数量
1							
2							
3							

Ｎｏ	機械本体価格(税抜)A	消費税B	計	下取り機械価格C	下取りに係る消費税D	計	補助率	補助金額A－C×補助率
1							1/2	
2							1/2	
3							1/2	

※１　新品は「１」を、中古は「２」を記載する。なお、中古の場合は残存期間が２年以上の場合が対象となる。
※２　中古の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた期間を記載する。

２　対象者の概要（○年○月○日時点）
（１）飼養状況
飼育牛　　　頭

（２）飼料畑等
草地　　　ha　　　田　　　ha
畑　　　ha

３　申請機械装置の設置場所

4　動産総合保険

保険会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保険の内容 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

盗難保険の有無 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

天災等に対する補償の範囲

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　機械装置の導入に係る留意事項関係

該当する項目に○を記載する。

	災害時における地域の互助協定に参加
	傷病時等における地域の互助協定に参加

6　添付資料

（1）申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面及び見積書（写し）、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書（写し）（要望調査と変わらない場合は添付不要）

（2）補助対象機械装置のカタログ（要望調査と変わらない場合は添付不要）

（3）販売事業者との購入契約書（案）又は申込書（写し）

（4）既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）

（5）その他必要な書類

別添９（Ｉの第２の３の（２）関係）

番　　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

（畜産ICT応援会議）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（元号）　年度　畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）
参加申請書（リース方式）

畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）を下記のとおり実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のＩの第２の３の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

記

１　申請者数　　　　　　　　　　名

２　申請の概要

Ｎｏ	労働負担軽減経営体名	機械本体価格（税抜：円）	補助金額（円）	備考

【添付書類】
・対象者から提出された別添９－別紙１「参加申請書」

別添９－別紙１（Ｉの第２の３の（２）関係）

番　　号
年　月　日

畜産ICT応援会議代表　殿

所在地
法人名称又は氏名
（法人の場合 代表者名）

（元号）　年度　畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）
参加申請書（リース方式）

畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）を下記のとおり実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のＩの第２の３の（２）の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

記

１　補助対象機械装置の概要

Ｎｏ	補助対象機械装置名	新品・中古の区分※１	法定耐用年数※２	型式（規格・規模）	製造メーカー名	販売業者名	数量
1							
2							
3							

Ｎｏ	機械本体価格（税抜）A	消費税B	計	補助率	補助金額A×補助率
1				1/2	
2				1/2	
3				1/2	

※１　新品は「１」を、中古は「２」を記載する。なお、中古の場合は残存期間が２年以上の場合が対象となる。
※２　中古の場合は法定耐用年数から経過年数を差し引いた期間を記載する。

２　対象者の概要（○年○月○日時点）
（１）飼養状況
　　飼育牛　　　　　頭

（２）飼料畑等
　　草地　　　　　ha　　　　　田　　　　　ha
　　畑　　　　　　ha

３　申請機械装置の設置場所

４　動産総合保険

保険会社名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保険の内容　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

盗難保険の有無　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

天災等に対する補償の範囲

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　添付資料

（１）申請する補助対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面及び見積書（写し）、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書（写し）（要望調査と変わらない場合は添付不要）

（２）申請する補助対象機械装置のカタログ（要望調査と変わらない場合は添付不要）

（３）リース事業者とのリース契約書（案）

（４）既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）

（５）その他必要な書類

別添10（Ｉの第３の１の（１）関係）

番　　　号
年　月　日

畜産ICT応援会議代表　殿

所在地
法人名称又は氏名
（法人の場合 代表者名）

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）
実施状況報告書

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のＩの第３の１の（１）の規定に基づき、下記のとおりその実施状況を報告する。

記

１　導入方式：リース方式（又は購入方式）

２　対象機械装置・金額
（注）機械装置名、数量、機械装置価格、消費税、補助金額等を記載する。

３　添付資料
（１）リース方式の場合
　①　貸付対象機械装置に係るリース契約書（写し）及び借受書（写し）
　②　対象機械装置の導入報告書（別添10-1）
（２）購入方式
　①　対象機械装置に係る購入に係る購入契約書（写し）
　②　対象機械装置の導入報告書（別添10-1）
（３）その他必要な資料

別添10-1（Ｉの第３の１の（１）関係）

対象機械装置の導入報告書

畜産ICT応援会議名：				
労働負担軽減経営体名		組 織 名 ：		
		代表者名：		
リース事業者※１		会 社 名 ：		
対象機械装置の名称				
製造メーカー名				
型　式				
機械装置製造番号				
販売事業者等の名称※２				
対象機械装置の納入年月日				
貸付番号※３				
導入場所				
所見	申請内容と相違ないか			
	カタログどおりか			
	新品であるか			
	試運転の結果どうか			
	業者から取扱説明を受けたか			
備考				

※１購入方式の場合は、機械装置の販売事業者名を記載。
※２リース方式の場合はリース会社へ当該機械装置を販売した事業者名を記載、
　　購入方式の場合は記載しない。
※３購入方式の場合は、記載しない。

別添11（Ｉの第３の１の（２）関係）

番　　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

（畜産ICT応援会議）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（元号）　年度　畜産経営体生産性向上対策
（ICT化等機械装置等導入事業）事業実施状況報告書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のＩの第３の１の（２）に基づき、事業の実施状況を報告する。

【添付書類】
（１）事業実施計画の承認（変更）申請時に添付した計画書に変更箇所を加筆し、変更前後の内容を反映した計画書
（２）労働負担軽減経営体より提出のあった、別添12「実施状況報告書」

別添12（Ⅰの第３の１の（３）関係）

番　　　号
年　月　日

農林水産省畜産局長　殿
（都道府県知事）

（事業実施主体）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（元号）　　年度　畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）
事業実施状況報告書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のⅠの第３の１の（３）に基づき、事業の実施状況を報告する。

【添付書類】

・事業実施計画の承認（変更）申請時に添付した計画書に変更箇所を加筆し、
　変更前後の内容を反映した計画書

別添13（Ｉの第３の２関係）

番　　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

（畜産ICT応援会議）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（元号）　年度　畜産経営体生産性向上対策
（ICT化等機械装置等導入事業）事業成果報告書

（元号）　年　月　日付け　第　号で交付決定通知のあった畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のＩの第３の２の規定に基づき別紙（対象となる別紙の番号を記入）の「(元号)年度畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）成果報告」を別添のとおり報告する。

【添付書類】
（１）対象機械装置の導入がリース方式の場合
・別添13－別紙１
（２）対象機械装置の導入が購入方式の場合
・別添13－別紙１
・別添13－別紙２

別添13－別紙１（Ⅰの第３の２関係）

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）成果報告

畜産ICT応援会議名：

No	労働負担軽減経営体（又は構成員）の名称	労働負担軽減経営体（又は構成員）の所在地	導入機械装置			検証における確認成果等							検証方法	備考
			機械装置名	数量	機械価格（円、税抜）	機械導入前			機械導入後			１日あたり総労働時間の削減率		
						経産牛頭数	労働者数	１日あたり総労働時間	経産牛頭数	労働者数	１日当たり総労働時間			
	会議計													

（注１）成果目標において、労働時間削減の対象が労働負担軽減経営体とされている場合は労働負担軽減経営体のみを、畜産ICT応援会議全体とされている場合は全構成員を記入する。
（注２）労働者数については、フルタイム労働者を１とし、パートタイム等については勤務時間の長さによって０～１の間の小数（第１位まで）を記入する。
（注３）１日当たりの総労働時間削減率＝１－（機械導入後の１日あたり総労働時間÷機械導入前の１日あたり総労働時間）

別添13－別紙２

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）導入機械装置管理状況報告（購入方式）

畜産ICT応援会議名：

No	労働負担軽減経営体（管理主体）	機械装置の管理（設置）所在地	導入機械装置			処分制限期間			管理状況			備考
			機械装置等名	数量	機械価格（円、税抜）	導入年月日	法定耐用年数	処分制限年月日	稼働時間（一日当たり）	稼働日数（一月・一年当たり）	確認年月	

※１財産管理台帳から必要事項を記載。
※２管理状況は、楽酪応援会議が確認した直近の状況を記載。

別記様式

財　産　管　理　台　帳

団体名		事業実施年度		事業名	畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置等導入事業）

	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
								総事業費	負担区分								
	事業種目	対象者名	工種構造設置区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日		国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	計																
	計																
	計																
	合計																

（注）１　「処分制限年月日欄」には、処分制限の終期を記入する。
　　　２　「処分の内容欄」には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入する。
　　　３　「摘要欄」には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。
　　　４　この書式により難い場合には、「処分制限期間欄」及び「処分の状況欄」を含む他の書式をもって残産管理台帳に代えることができる。

別添14（Ｉの第４の２の（１）関係）

番　　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

（畜産ICT応援会議）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（元号）　年度　畜産経営体生産性向上対策推進費補助金
（ICT化等機械装置等導入事業）交付申請書

（元号）　年度において、（元号）　年　月　日付け　第　号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のＩの第４の２の（１）の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

（注）１　計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した当該資料ページを添付して提出すること。

２　前記により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「(元号)　年　月　日付け　第　号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「(元号)　年　月　日付け　第　号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。

３　申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。

（１）外部へ委託する場合は、委託契約書案

（２）その他交付決定者が必要とする書類

別添15（Ｉの第４の２の（１）関係）

番　　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

（畜産ICT応援会議）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（元号）　年度　畜産経営体生産性向上対策推進費補助金
（ICT化等機械装置等導入事業）変更承認申請書

（元号）　年　月　日付け　第　号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のＩの第４の２の（１）の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

（注）１　交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧二段書）した当該資料ページを添付して提出すること。
　なお、添付資料については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
２　補助金の額が増額する場合は、件名の「○○事業変更承認申請書」を「○○事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年４月１日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙10のＩの第４の２の（１）の規定に基づき申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年４月１日付け30生産第2038号　農林水産事務次官依命通知）別紙10のＩの第４の１の規定により、補助金○○○円を追加交付されたく申請する。」とする。
３　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別添16（Ⅰの第４の３の（１）関係）

番　　　号
年　月　日

畜産ICT応援会議代表　殿

所在地
法人名称又は氏名
（法人の場合 代表者名）

（元号）　年度　畜産経営体生産性向上対策推進費補助金
（ICT化等機械装置等導入事業）事業完了報告書

（元号）　　年度において、（元号）　年　月　日付け　第　号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のⅠの第４の３の（１）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　事業の内容

対象機械装置名	数量	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	

２　添付資料
（１）リース方式により機械装置を導入した場合
　①貸付対象機械装置に係るリース契約書（写し）
　②貸付対象機械装置に係る借受書（写し）
　③貸付対象機械装置の詳細が分かる資料（機械装置ごとの銘柄、形式及び台数）
　④納入当日に撮影した機械装置の全景写真
　⑤製造番号等の確認が可能な写真

（２）購入方式により機械装置を導入した場合
　①対象機械装置に係る購入に係る購入契約書（写し）
　②対象機械装置に係る購入に係る納入書、請求書（写し）
　③対象機械装置の詳細が分かる資料（機械装置ごとの銘柄、型式及び台数）
　④納入当日に撮影した機械装置の全景写真
　⑤製造番号等の確認が可能な写真

３　その他
（１）　請求額　　　　金　　　　　　　　　○○○円

（２）　振込先金融機関名
　支店名
　預金の種別
　口座番号
　預金の名義
※リース方式の場合においては、直接リース事業者に支払うことを認める。
その場合、振込先について、リース事業者の指定する振込先を記載する。

別添17（Ⅰの第４の３の（２）関係）

番　　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

（畜産ICT応援会議）
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（元号）　　年度　畜産経営体生産性向上対策推進費補助金
（ICT化等機械装置等導入事業）支払請求書

（元号）　　年度において、（元号）　年　月　日付け　第　号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のⅠの第４の３の（２）の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

１　請求額　　　　　金　　　　　　　　　　　　　○○○円

区　　分	総事業費	国庫補助金	その他	備考
畜産ICT応援会議推進事業				
機械装置導入事業				
計				

２　振込先金融機関名
　　支店名
　　預金の種別
　　口座番号
　　預金の名義

（注）１　計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した当該資料ページを添付して提出すること。
２　前記により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「（元号）　年　月　日付け　第　号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「（元号）　年　月　日付け　第　号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
３　申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。
（１）外部へ委託する場合は、委託契約書
（２）その他交付決定者が必要とする書類
（３）労働負担軽減経営体から申請のあった支払請求書（写し）
（４）その他事業実施主体が求める書類

別添 18-1（Ｉの第２の１の（１）関係）

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（ICT 化等機械装置等導入事業）
事業実施計画

１　事業の目的

２　総括表

<table>
<tr><td rowspan="2">事業名</td><td rowspan="2">事業内容</td><td rowspan="2">事業費</td><td colspan="2">負　担　区　分</td><td rowspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td>国庫補助金</td><td>事業実施主体</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>円</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

注：事業名には「畜産 ICT 応援会議推進事業」、「機械装置導入事業」、「全国推進指導事業」を記載する。

３　事業の内容

（１）畜産 ICT 応援会議推進事業

取組内容	実施時期・回数

（２）機械装置導入事業

取組内容	選定数	機械導入台数

（３）全国指導推進事業

取組内容	実施時期・回数

４　取組により期待される効果（成果目標）

成果目標（目標値・現状値）	
検証方法	
その他事業実施による効果	

注：成果目標は、畜産農家の労働時間の削減に資する取組の効果について、事業実施年度の翌年度の目標値を記載する。検証方法は、目標値の具体的な検証方法の手法を記載する。その他事業による効果については、労働時間削減効果以外に期待される効果を記載する。

５　事業実施主体の執行体制

所属	構成員又は人数	事業内容又は事業手続きに係る役割

注：協議会を構成する全ての構成員・団体を記載する。

別添 18-2（Ⅱの第２の１関係）

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（ICT 化等機械装置適合家畜生産推進事業）事業実施計画

１　事業の目的

２　総括表

事業名	事業内容	事業費	負　担　区　分		備　考
			国庫補助金	事業実施主体	
		円			

注：「事業名」欄には、「検討会の開催」、「ICT 化等機械装置に適合した家畜生産のための調査」を記載する。

３　事業の内容

（１）検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

（２）ICT 化等機械装置に適合した家畜生産のための調査

取組内容	実施時期・回数

４　取組により期待される効果（成果目標）

成果目標（目標値・現状値）	
検証方法	
その他事業実施による効果	

注：「成果目標」欄には、ICT 化等機械装置に適合した家畜生産の調査により得られる定量的な事業実施年度の目標値を記載する。検証方法は、上記の目標値を具体的に検証する手法を記載する。また、成果目標以外に期待される効果を記載する。

５　事業実施主体の執行体制

所属	構成員又は人数	事業内容又は事業手続きに係る役割

注：協議会を構成する全ての構成員・団体を記載する。

添付資料

１．定款等

２．ポンチ絵（事業内容、構成員、役割分担等）

３．補助対象経費を活用した事業費積算

４．事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）

別添19（Ⅱの第３の１関係）

番　　　号
年　月　日

農林水産省畜産局長　殿

所在地
団体名
代表者氏名

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置適合家畜生産推進事業）
実施状況の報告について

（元号）　年度の畜産経営体生産性向上対策（ICT化等機械装置適合家畜生産推進事業）の事業実施状況について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のⅡの第３の１に基づき、別添のとおり報告する。

※関係資料として別添20-1【実施状況報告書】を添付すること。

別添 20（Ⅱの第３の２関係）

番　　　号
年　月　日

農林水産省畜産局長　殿

所在地
団体名
代表者氏名

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（ICT 化等機械装置適合家畜生産推進事業）
成果状況の報告について

（元号）　年度の畜産経営体生産性向上対策（ICT 化等機械装置適合家畜生産推進事業）の成果状況について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第 3175 号・３畜産第 1993 号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙 10 のⅡの第３の２に基づき、別添のとおり報告する。

※関係資料として別添第 20-1 の【成果状況報告書】を添付すること。

別添 20-1【成果状況報告書】（Ⅱの第３の２関係）

１　事業内容

２　実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
年　月　日	年　月　日	

３　成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容		
	成果目標の達成状況	
	検証方法	
その他事業実施による効果		
所見		

注１：「事業内容」欄及び「成果目標の具体的な内容」欄には、事業実施計画に記載した内容を記載する。
注２：「その他事業実施による効果」欄には、事象実施計画に記載した事業効果等について、その状況を記載する。
注３：「所見」欄には、達成状況が低い場合は改善策等を記載する。
注４：事業実施年度の翌々年度から目標年度までの毎年度において、事業実施状況を報告する場合には、成果目標の「達成状況」を「取組状況」として取組状況等を記載し、検証方法等については省略することができる。

別添21（Ⅲの第２の１関係）

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制整備事業）
事業実施計画書

１　事業の目的

２　総括表

事業名	事業内容		事業量	単価	事業費	負担区分		事業の委託	備考
	活動等	対象（者、地域等）				国庫補助金	事業実施主体		
畜産データ活用体制整備事業				円	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	

３　事業の内容

（１）コンソーシアムの設置・運営

会議等	開催時期及び場所	構成及び人数	会議等の内容

（２）データベースの機能強化のための調査・利用環境の整備等

ア　全国データベース（畜産クラウド）の構築・改修

取組内容	備考

イ　ソフトウェアの開発・改修

取組内容	備考

（３）データベース本体（畜産クラウド）と民間クラウドとの連携等に係る調査等

民間クラウドの調査及びコンバーターソフトの開発

取組内容	備考

（４）牛個体識別電算システムの機能強化に向けた調査

取組内容	備考

４　取組により期待される効果（成果目標）

成果目標	
検証方法	
その他事業実施による効果	

注：成果目標には、全国データベース及び牛個体識別電算システムの機能強化のための調査により得られる定量的な成果目標を記載する。検証方法は、目標値の具体的な検証方法の手法を記載する。また、成果目標以外に期待される効果を記載する。

別添22（Ⅲの第３の１関係）

番　　　号
年　月　日

農林水産省畜産局長　　殿

所在地
団体名
代表者氏名

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制整備事業）事業実施状況報告書

下記のとおり畜産経営体生産性向上対策（畜産データ欠用体制整備事業）を実施したので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙 10 のⅢの第３の１の規定により報告する。

記

（事業実施計画書に準じて作成する。）

別添23（Ⅲの第３の２関係）

番　　　号
年　月　日

農林水産省畜産局長　　殿

所在地
団体名
代表者氏名

（元号）　　年度畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制整備事業）成果報告書

（元号）　年度の畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制整備事業）の成果状況について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10のⅢの第３の２に基づき、別添23-1のとおり報告する。

別添23-1（Ⅲの第３の２関係）

１　事業内容

２　実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
年　月　日	年　月　日	

３　成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容		
	成果目標の達成状況	
	検証方法	
その他事業実施による効果		
事業計画の妥当性		
適正な事業の執行		

注１：「事業内容」欄及び「成果目標の具体的な内容」欄には、事業実施計画に記載した内容を記載する。

注２：「その他事業実施による効果」欄には、事業実施計画に記載した事業効果等について、その状況を記載する。

別添24（Ⅲの第４の１関係）

番　　　　号
年　　月　日

農林水産省畜産局長　殿

所在地
団体名
代表者氏名

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制事業）　収益状況報告書

（元号）　年度畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制整備事業）の収益状況について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第3175号・３畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙 10 のⅢの第４の１の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（別添）

１　事業の内容

２　畜産クラウドの運用等により得られた売上高
円

３　畜産クラウドの構築・改修等に要した費用
円

４　畜産クラウドの運用に要した費用
円

５　事業に関連して支出された費用のうち事業実施主体が自己負担により支出した費用の総額
円

６　補助金の確定額　　○年○月○日付け○生畜第○号確定
円

７　納付額
円

（算定根拠）